

# 経 済 産 業 省

20200207製局第2号  
令和2年2月12日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年2月7日付け警察庁丙組組企発第38号、警察庁警備局長から令和2年2月7日付け警察庁丙備企発第40号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年2月7日付け外務省告示第36号により、国家公安委員会委員長が令和2年2月7日付け国家公安委員会告示第6号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 38 号  
警察庁丙備企発第 40 号  
令和 2 年 2 月 7 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 133）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 2 月 7 日付け外務省告示第 36 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 2 月 7 日付け国家公安委員会告示第 6 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。



改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>[1. ～778. 略]</p> <p><u>779.</u> <u>アマドゥ・クファ (別名：(a)アマドゥ・バリー(b)アマドゥ・クファ(c)ハマドゥン・クファ(d)ハマドゥン・クファ(e)ハマドゥ・クファ(f)ハマドゥ・クファ)</u></p> <p><u>AMADOU KOUFA (a. k. a. : (a)Amadou Barry(b)Amadou Kouffa (c)Hamadoun Koufa(d)Hamadoun Kouffa(e)Hamadou Koufa (f)Hamadou Kouffa)</u></p> <p><u>称号：不明</u></p> <p><u>役職：不明</u></p> <p><u>生年月日：1958年頃</u></p> <p><u>出生地：Koufa, Mali</u></p> <p><u>国籍：不明</u></p> <p><u>旅券番号：不明</u></p> <p><u>ID番号：不明</u></p> <p><u>住所：Mali</u></p> <p><u>国連制裁委員会による指定日：2020年2月4日</u></p> <p><u>その他の情報：ジャマーア・ヌスラ・アル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン（770. に指定した団体）のマシナ大隊（Katiba Macina）の創作者で、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（173. に指定した団体）の幹部。目の色：茶、髪の毛：黒。同人に対するインターポール</u></p>	<p>(別表)</p> <p>[1. ～778. 同左]</p> <p>[新設]</p>

(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書の  
ウェブ・リンク : [https://www.interpol.int/en/How-we-](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)  
work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第六号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月七日

国家公安委員会委員長 武田 良太

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名 アマドゥ・クファ（AMADOU KOUFA）

別名 (a)アマドゥ・バリー（Amadou Barry） (b)アマドゥ・クファ（Amadou Kouffa） (c)ハマドゥン・クファ（Hamadoun Koufa） (d)ハマドゥン・クファ（Hamadoun Kouffa） (e)ハマドゥ・クファ（Hamadou Koufa） (f) ハマドゥ・クファ（Hamadou Kouffa）

称号 不明

役職 不明

生年月日 1958年頃

出生地 Koufa, Mali

国籍 不明

旅券番号 不明

住所 Mali

名簿に記載された年月日 2020年2月4日

名簿記載者公告番号 QI-297

その他参考となるべき事項 ジャマア・ヌスラ・アル・イスラーム・ワ・アル・ムスリミン (QE-83) のマシナ大隊 (Katiba Macina) の創立者で、イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織 (QE-8) の幹部。目の色：茶、髪の毛：黒。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>